

中華人民共和国反不正競争法

(1993 年 9 月 2 日第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 3 回会議にて可決、2017 年 11 月 4 日第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議にて第 1 回改正、2019 年 4 月 23 日第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 10 回会議「『中華人民共和国建築法』等の 8 つの法律の改正に関する決定」に基づき修正、2025 年 6 月 27 日第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 16 回会議にて第 2 回改正)

目 次

第一章 総 則

第二章 不正競争行為

第三章 不正競争が疑われる行為の調査

第四章 法律責任

第五章 附 則

第一章 総 則

第一条 社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公平な競争を奨励、保護し、不正競争行為を予防、制止し、事業者及び消費者の合法的な權益を保護するために、本法を制定する。

第二条 事業者は生産・経営活動において、自由意思、平等、公平、信義誠実の原則を遵守し、法律及び商業道德を遵守し、市場競争に公正に参加しなければならない。

本法において不正競争行為とは、事業者が生産・経営活動において、本法の規定に違反し、市場の競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の合法的な權益を害する行為をいう。

本法において事業者とは、商品の生産、経営又は役務の提供（以下「商品」という場合は役務を含む）に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

第三条 不正競争防止業務においては、中国共産党による指導を堅持する。

国は、不正競争防止の規則制度を整備、充実し、不正競争の防止に対する法執行・司法活動を強化し、市場の競争秩序を維持し、統一され、開放され、競争的で秩序ある市場体系を整備する。

国は、公平な競争の審査制度を確立、整備し、公平な競争の審査業務を法に基づいて強化し、各種事業者の法に基づいた生産要素の平等な使用、市場競争への公正な参加を確保する。

第四条 各級の人民政府は、措置を講じて不正競争行為を予防、制止し、公平な競争のために良好な環境と条件を作り出さなければならない。

国務院は、不正競争防止業務の調整の仕組みを確立、整備し、市場の競争秩序の維持に関する重大な問題を調整、処理する。

第五条 県級以上の人民政府で市場の管理監督の職責を履行する部門は、不正競争行為に対して監督、検査を行う。法律、行政法規にその他の部門が監督、検査する旨の定めがある場合には、その定めに従う。

第六条 国は、すべての組織及び個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励し、支持し、保護する。

国家機関及びその公務員は、不正競争行為を助長、庇護してはならない。

業界団体は、業界の自主規制を強化し、自業界の事業者を法に基づいて競争するよう導き、適正化して、市場の競争秩序を維持しなければならない。

第二章 不正競争行為

第七条 事業者は、次の各号に掲げる混同行為を実施し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせてはならない。

(一) 他人の一定の影響力のある商品の名称、包装、装飾等と同一又は類似の標識を無断で使用する。

(二) 他人の一定の影響力のある名称（略称、屋号等を含む）、氏名（ペンネーム、芸名、ハンドルネーム、訳名等を含む）を無断で使用する。

(三) 他人の一定の影響力のあるドメイン名の主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ、ニューメディアのアカウント名、アプリケーション名又はアイコン等を無断で使用する。

(四) 他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせるその他の混同行為。

他人の登録商標、未登録の著名商標を無断で企業名における屋号として使用し、又は他人の商品名、企業名（略称、屋号等を含む）、登録商標、未登録の著名商標等を検索キーワードとして設定し、他人の商品である又は他人と特定の関連性があるとの誤認を生じさせる場合には、前項に定める混同行為に該当する。

事業者は、他人の混同行為の実施を幫助してはならない。

第八条 事業者は、財物又はその他の手段を用いて次の各号に掲げる組織又は個人に賄賂を贈り、取引機会又は競争優位を得ようとしてはならない。

(一) 取引相手方の従業員

(二) 取引相手方の委託を受けて関連の事務手続きを行う組織又は個人

(三) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織又は個人

前項に定める組織及び個人は賄賂を受け取ってはならない。

事業者は取引活動において、明示の方法により取引相手方に値引きを行い、又は仲介人にコミッションを支払うことができる。事業者は、取引相手方に値引きを行った、仲介人にコミッションを支払った場合には、事実通りに記帳しなければならない。値引き、コミッションを受けた事業者も事実通りに記帳しなければならない。

事業者の従業員が賄賂を贈った場合には、事業者の行為と認定しなければならない。ただし、事業者に当該従業員の行為が事業者の取引機会又は競争優位の獲得と無関係であることを証明する証拠がある場合を除く。

第九条 事業者は、その商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザーの評価、受賞歴等を偽り、又は関連公衆に誤解を生じさせる商業宣伝を行い、消費者及びその他の事業者を欺き、誤った方向に導いてはならない。

事業者は、虚偽の取引、虚偽の評価等の方法を実施することにより、他の事業者による虚偽又は誤解を招く商業宣伝を幫助してはならない。

第十条 事業者は、次の各号に掲げる、営業秘密を侵害する行為を実施してはならない。

(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はその他の不正な手段をもって権利者の営業秘密を獲得する。

(二) 前号に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾する。

(三) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して、保有している営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾する。

(四) 秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して、権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾する。

事業者以外のその他の自然人、法人又は非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施する場合には、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が本条第一号に掲げる違法行為を実施したことを知り、又は知り得たにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合には、営業秘密を侵害する行為とみなされる。

本法において営業秘密とは、公衆に知られていない、商業的価値を有し、かつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等の商業情報をいう。

第十一条 事業者は、懸賞付販売を行うとき、次の各号に掲げる状況が存在してはならない。

（一）設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品等懸賞付販売の情報が不明確で、景品交換に影響を及ぼす。

（二）懸賞付販売活動の開始後、設定した懸賞の種類、景品交換の条件、賞金の金額又は賞品等の懸賞付販売の情報を正当な理由なく変更する。

（三）懸賞付であると詐称し、又は内定者を故意に当選させる等の詐欺的な手段により懸賞付販売を行う。

（四）抽選方式の懸賞付販売の場合に、一等の金額が5万円を超える。

第十二条 事業者は、虚偽情報又は誤導的情報を捏造、流布し、又は他人に捏造、流布を指示して、他の事業者の名誉、商品信用を侵害してはならない。

第十三条 事業者は、ネットワークを利用して生産・経営活動に従事するにあたり、本法の各条項を遵守しなければならない。

事業者は、データ及びアルゴリズム、技術、プラットフォームのルール等を利用して、ユーザーの選択に影響を与え、又は他の方式により、次の各号に掲げる、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨げたり、破壊したりしてはならない。

（一）他の事業者の同意を得ずに、当該事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に特定のページに遷移させる。

（二）他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスを修正、クローズ、アンインストールするようユーザーを誤った方向に導き、欺き、強迫する。

（三）悪意をもって他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスが互換性を持たないようにする。

(四) 他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運用を妨害、破壊するその他の行為。

事業者は、詐欺、脅迫、技術的管理措置の回避又は破壊等の不正な手段により、他の事業者が合法的に保有するデータを取得、使用して、他の事業者の合法的な権益を侵害し、市場の競争秩序を乱してはならない。

事業者は、プラットフォームのルールを濫用し、直接又は他人に指示して、他の事業者に対して虚偽の取引、虚偽の評価又は悪意のある返品等の行為を実施し、他の事業者の合法的な権益を侵害し、市場の競争秩序を乱してはならない。

第十四条 プラットフォーム事業者は、プラットフォーム内の事業者に対して、その価格設定ルールに従って原価を下回る価格で商品を販売するよう強制又は実質的に強制し、市場の競争秩序を乱してはならない。

第十五条 大企業等の事業者は、自身の資金、技術、取引ルート、業界における影響力等の優越的地位を濫用して、中小企業に対し、明らかに不合理な支払期限、支払方法、条件及び違約責任等の取引条件を要求し、中小企業に対する商品、工事、サービス等の代金の支払いを遅らせてはならない。

第三章 不正競争が疑われる行為の調査

第十六条 監督検査部門は、不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(一) 不正競争行為が疑われる営業所に対して立入検査を行う。

(二) 調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関係組織、個人に質問し、当該者に関連状況の説明又は調査対象行為に係るその他の資料の提供を要求する。

(三) 不正競争が疑われる行為に関連する契約書、帳簿、証憑、文書、記録、業務書簡・電報及びその他の資料を検査、訊問、コピーする。

(四) 不正競争が疑われる行為に関連する財物に対して差押、押収を行う。

(五) 不正競争行為が疑われる事業者の銀行口座を照会する。

前項に定める措置を講じるにあたっては、監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。前項第四号、第五号に定める措置を講じるにあたっては、市轄区を設置している市級以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に書面により報告するとともに、承認を得なければならない。

監督検査部門は不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、「中華人民共和国行政強制法」及びその他関連する法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。かつ法に基づき調査・処分の結果を速やかに社会に公開しなければならない。

第十七条 監督検査部門は、不正競争が疑われる行為を調査するにあたり、調査を受ける事業者、利害関係者及びその他関連する組織、個人は、関連資料又は状況をありのままに提供しなければならない。

第十八条 事業者に本法規定違反の疑いがある場合には、監督検査部門は当該事業者の関係責任者に対して事情聴取を行い、状況説明、改善措置の提出を要求することができる。

第十九条 監督検査部門及びその職員は、調査過程で知り得た営業秘密、個人情報プライバシー及び個人情報について、法に基づいて守秘義務を負う。

第二十条 不正競争が疑われる行為に対して、いかなる組織及び個人も監督検査部門に通報する権利を有し、監督検査部門は通報を受けた後、法に基づいて速やかに処理しなければならない。

監督検査部門は、通報を受理する電話番号、住所又は電子メールアドレスを社会に公開するとともに、通報者の秘密を保持しなければならない。実名で通報しかつ関連の事実及び証拠を提供した場合には、監督検査部門は、処理結果を速やかに通報者に告知しなければならない。

第二十一条 プラットフォーム事業者は、プラットフォームサービス契約書及び取引規則においてプラットフォーム内の公平な競争のルールを明示し、不正競争の通報・苦情申立て及び紛争処理の仕組みを確立し、プラットフォーム内の事業者が法に基づき公平に競争するよう指導し、適正化しなければならない。プラットフォーム内の事業者による不正競争行為を発見した場合には、法に基づいて速やかに必要な処理措置を講じ、関連記録を保存し、かつ規定に従ってプラットフォーム事業者が所在する県級以上の人民政府の監督検査部門に報告しなければならない。

第四章 法律責任

第二十二条 事業者は、本法の規定に違反し、他人に損害を与えた場合には、法に基づいて民事責任を負わなければならない。

事業者は、その合法的な権益が不正競争行為により損害を受けた場合には、人民法院に訴訟を提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該権利侵害により受けた実際の損失又は権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に応じて確定する。事業者が故意に営業秘密の侵害行為を実施し、情状が重大である場合には、上述した方法で定めた金額の1倍以上5倍以下で賠償額を確定することができる。賠償額には事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法第七条、第十条の規定に違反し、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定することが困難な場合には、人民法院は、権利侵害行為の情状に基づき500万元以下の賠償を権利者に与える判決を下す。

第二十三条 事業者が本法第七条の規定に違反して混同行為を実施し、又は他人の混同行為の実施を幫助した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命

じ、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合には、違法経営額の5倍以下の過料を併せて科すことができる。違法経営額がない、又は違法経営額が5万元に満たない場合には、25万元以下の過料を併せて科すことができる。情状が重大である場合には、営業許可の取消しを併せて科すことができる。

本法第七条に定める違法商品を販売した場合には、前項の規定に従って処罰する。販売者がその販売する商品が違法商品に該当することを知らず、当該商品を自身が合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者についても提示した場合には、監督検査部門は販売停止を命じ、行政処罰を科さない。

事業者が登記した名称が本法第七条の規定に違反する場合には、速やかに名称変更登記を申請しなければならない。名称変更手続きが完了するまで、登記機関は統一社会信用コードでその名称を代替する。

第二十四条 関係組織が本法第八条の規定に違反して他人に賄賂を贈り、又は賄賂を受け取った場合には、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、100万元以上500万元以下の過料を科し、営業許可の取消しを併せて科すことができる。

事業者の法定代表者、主要責任者及び直接担当者は、賄賂の実施に対して個人責任を負い、関係個人が賄賂を受け取った場合には、監督検査部門が違法所得を没収し、100万元以下の過料を科す。

第二十五条 事業者が本法第九条の規定に違反してその商品について偽り若しくは誤解を生じさせる商業宣伝を行い、又は虚偽の取引、虚偽の評価等を実施することにより、他の事業者が虚偽の、又は誤解を生じさせる商業宣伝を行うことを幫助した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、100万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、100万元以上200万元以下の過料を科し、営業許可の取消しを併せて科すことができる。

事業者が本法第九条の規定に違反し、虚偽広告の掲載に該当する場合には、「中華人民共和国広告法」の規定に従い処罰する。

第二十六条 事業者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が本法第十条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第二十七条 事業者が本法第十一条の規定に違反して懸賞付販売を行った場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5 万元以上 50 万元以下の過料を科す。

第二十八条 事業者が本法第十二条の規定に違反して他の事業者の商業上の信用、商品の評判を損なった場合には、監督検査部門が違法行為の停止、影響の除去を命じ、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第二十九条 事業者が本法第十三条第二項、第三項、第四項の規定に違反して、ネットワークを利用して不正競争に従事した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10 万元以上 100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第三十条 プラットフォーム事業者が本法第十四条の規定に違反して、プラットフォーム内の事業者に対して原価を下回る価格で商品を販売するよう強制又は実質的に強制した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5 万元以上 50 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、50 万元以上 200 万元以下の過料を科す。

第三十一条 事業者が本法第十五条の規定に違反して自身の優越的地位を濫用した場合には、省級以上の人民政府の監督検査部門が期間を定めて是正を命じ、

期間を徒過しても是正されない場合には、100 万元以下の過料を科す。情状が重大である場合には、100 万元以上 500 万元以下の過料を科す。

第三十二条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、違法行為の危害の影響を自発的に除去し、又は軽減する等の法に定める状況がある場合には、法に基づいて行政処罰を軽くし、又は軽減する。違法行為が軽微であり、かつ速やかに是正し、危害の影響をもたらさなかった場合には、行政処罰を科さない。

第三十三条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政処罰を受けた場合には、監督検査部門が信用記録に記入するとともに、関係法律、行政法規の規定に従い公示する。

第三十四条 事業者は、本法の規定に違反した場合には、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならない、その財産が支払いに不足する場合には、優先的に民事責任の支払いに用いる。

第三十五条 監督検査部門が本法に従って職責を遂行することを妨害し、調査を拒否、阻害した場合には、監督検査部門が是正を命じ、個人に対しては 1 万元以下の過料を科すことができ、組織に対しては 10 万元以下の過料を科すことができる。

第三十六条 当事者は、監督検査部門の下した決定に不服がある場合には、法に基づいて行政不服審査を請求し、又は行政訴訟を提起することができる。

第三十七条 監督検査部門の職員に職権濫用、職務怠慢、私情による不正行為又は調査過程で知り得た営業秘密、プライバシー又は個人情報の漏えい行為があった場合には、法に基づいて処分する。

第三十八条 本法の規定に違反し、治安管理条例違反行為を構成する場合には、法に基づいて治安管理条例処罰を与える。犯罪を構成する場合には、法に基づいて刑事責任を追及する。

第三十九条 営業秘密に係る侵害に関する民事裁判手続きにおいて、営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提供し、主張する営業秘密に対して秘密保持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行った場合には、侵害被疑者は権利者が主張した営業秘密が本法にいう営業秘密に属さないことを証明しなければならない。

営業秘密の権利者が初歩的な証拠を提供し、その営業秘密が侵害されたことの適正な証明を行い、かつ次の各号に掲げる証拠のいずれかを提供する場合には、侵害被疑者は営業秘密に係る侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。

(一) 侵害被疑者が営業秘密を獲得するルート又は機会があり、侵害被疑者が使用する情報が当該営業秘密と実質的に同一であることを証明する証拠。

(二) 営業秘密が侵害被疑者によりすでに開示、使用され、又は開示、使用されるおそれがあることを証明する証拠。

(三) 営業秘密が侵害被疑者に侵害されたことを証明するその他の証拠。

第五章 附 則

第四十条 中華人民共和国域外で本法に定める不正競争行為を実施し、国内市場の競争秩序を乱し、国内の事業者又は消費者の合法的な権益を害した場合には、本法及び関係法律の規定に従って処理する。

第四十一条 本法は 2025 年 10 月 15 日から施行する。

出所：中国人大網 2025 年 6 月 27 日

http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202506/t20250627_446247.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。